

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、ラーメン店の店長として就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、仕込みのキャベツを千切りにするスライサーを洗浄するため、当該スライサーのナットを取り外していたところ、腰を痛めたという。

請求人は、同年〇月〇日、C病院に受診し、「第5腰椎分離すべり症、腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、本件疾病の発症について、業務による腰部への負荷が原因であると主張するので、本件疾病が業務に起因するものと認められるか否かについて、以下検討する。

(2) ところで、腰痛に係る業務起因性の判断に関しては、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 「災害性の原因による腰痛」について

請求人は、災害発生状況について、要旨、「災害発生日にキャベツを千切りするためのスライサーを洗浄しようと、スライサーの刃を固定しているナットを取り外すため、レンチを使ってナットを回している際に腰に激痛が走った。」と述べているものの、「スライサーは毎朝洗浄することもあり、ナット自体は硬く絞められていたものではなく、回す際に腰に負担はなかった。ナットを回す際に濡れた床で滑るなどの突発的な何かがあったこともなかった。」とも述べている。

よって、当審査会としても、決定書に説示するとおり、本件傷病は災害性の原因による腰痛とは認められないものと判断する。

(4) 「災害性の原因によらない腰痛」について

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「〇年以上この仕事をしてきたために骨が変形して痛くなっているのだと思う。」と述べていることから、認定基準のうち、重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して従事する労働者に発症した慢性的な腰痛と認められるか否かについて検討する。

イ 業務内容について、請求人は、上記聴取書において、要旨、「いつも重量物を扱っているというわけではありませんが、麺をゆでる釜は20から30kgあり、1日に何回もお湯を入れ替えます。」「毎朝仕込みを行い9時に開店します。オーダーストップは午後11時半で閉店は0時です。私は午前9時から午後2時半頃までラーメン作りを行い、それから漬物の入れ替え作業をします。」と述べ、また、平成〇年〇月〇日付け業務内容調査書において、要旨、「釜の重さは、30kgぐらい、1日に8から10回お湯をかえる。」「スープを作るずんどうの重さは25から30kgぐらいで、1日5回ぐらい洗う。」と述べている。

以上から、請求人は日常的に20から30kg程度の重量物を取り扱う業務を行っていたことは認められるものの、その業務の時間及び回数は限定的であり、労働時間の半分程度以上又は3分の1程度以上に及んで取り扱う業務であるとは認められない。

ウ 次に、請求人の本件疾病について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「腰痛は第5腰椎分離すべり症に伴う症状と考えられる。基礎疾患に第5腰椎すべり症あり、急性増悪は考え易い。」と述べているものの、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「変形は第5腰椎の前方すべり症が確認されるが、業務との因果関係は認められない。それ以外には、年齢による軽度の変性があるものの左右差はほとんど見られない。加齢的变化以上の変性や変形は見られない。」と述べている。さらに、請求人は、「私は腰痛の治療に10年ほど前から接骨院や鍼治療に行っています。」と述べている。

エ よって、当審査会としても、決定書に説示するとおり、請求人に発症した本件疾病は、「災害性の原因によらない腰痛」であるとも認めることはできず、

請求人が訴える症状については、請求人の既往症である第5腰椎すべり症が、時間経過とともに自然増悪し、たまたま就労中に症状が顕在化したとみるのが相当であるものと判断する。

(5) したがって、当審査会としては、本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められず、業務起因性はないものと判断する。

(6) なお、請求人らは、再審査請求の理由の中で「本件発症は、請求人が相当期間業務に従事したことが明らかであり、『ナットを回す姿勢』が当該発症に対する唯一の要件である必要がなく、他の原因と比較して相対的に有力な要件であれば足りる」旨主張するものの、当審査会としては、上記のとおり、本件疾病について、災害性の原因による腰痛及び災害性の原因によらない腰痛の両方の観点より検討していることから、請求人らの主張は採用できない。

また、請求人らは、「法律ではない通達『業務上腰痛の認定基準』にしばられることのない判断を求める」旨主張するものの、当該通達は腰痛と業務との因果関係について様々な医学的情報等に基づいて作成されたものであり、上記(2)で述べたとおり、当該通達の取り扱いを妥当であると考えることから、請求人らの主張は採用できない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。